

イノシシ侵入防止用柵の貸付について

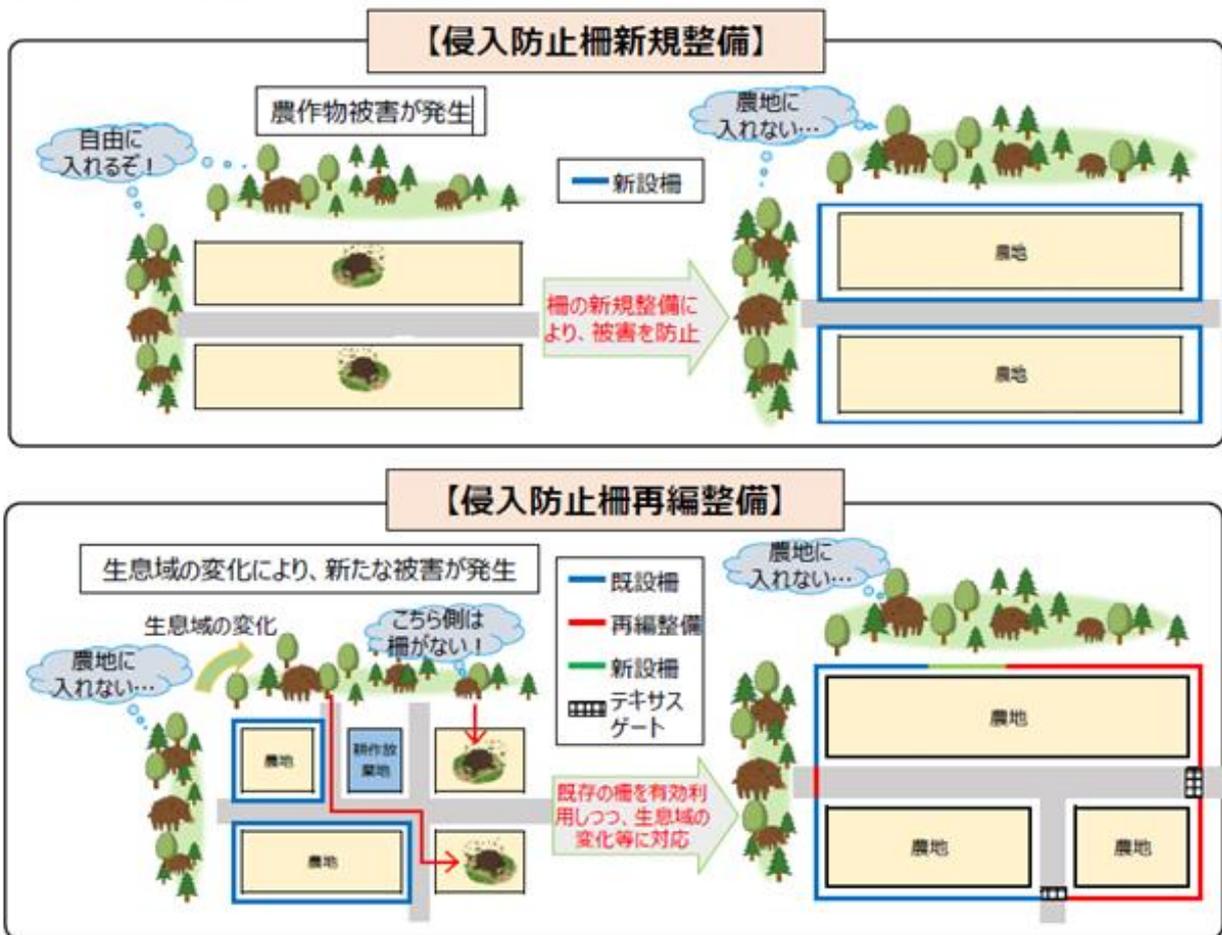
【要旨】

市内の農業振興地域の農地(耕作地)を対象に、国の交付金を活用して、鳥獣被害を軽減するために必要な侵入防止柵(資材)を無償で貸借します。

※侵入防止柵を利用し続けることが必要です。

(ワイヤーメッシュ柵:設置後14年、電気柵:設置後8年)

1. 事業名 鳥獣被害防止総合対策事業(イノシシ侵入防止用柵)
2. 事業区分 新規整備又は再編整備



3. 対象地

過去に鳥獣被害を受けている宇部市内の農業振興地域の農地(耕作地)

4. 採択要件

- ・侵入防止柵を設置する農地(耕作地)の受益戸数(耕作者又は農地所有者)が3戸以上であること。
- ・施設の耐用年数期間(ワイヤーメッシュ柵:14年、電気柵:8年)にわたり十分な利用が見込まれるものであること。

- ・耐用年数期間中、以下の維持管理を履行できること。
 - (1) 施設は常設(電気柵を除く)とし、全周を回り、定期的に施設の点検を実施する。
 - (2) 適宜、設置箇所の草刈り・除草作業を実施する。
 - (3) 必要に応じて、施設の修繕等を行う。
- ・設置完了期日(貸与年度の2月10日)までに、借り受けた資材を受益者が適切な方法により設置できること。

5. 留意事項

- ・受益戸数が3戸以上であっても、単に個々の農地を囲むような計画の場合、個人施設とみなされ、事業の対象にならない場合があります。侵入防止柵をより効果的に整備するために、地域等で十分調整して申請してください。
- ・将来の営農継続を踏まえた侵入防止柵の整備と認められない場合や適切な維持管理が見込めない場合は、採択されないことがあります。
- ・既に、宇部市鳥獣被害防止総合対策事業により侵入防止柵を設置した受益地と重複(電気柵の内側にワイヤーメッシュ柵を整備するなど)する整備はできません。
- ・申請時は受益戸数が3戸以上であっても、事業実施年度に受益戸数が2戸以下となった場合や施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれない場合には、本事業の対象外となります。
- ・本事業で貸与された資材を目的外又は申請箇所以外に転用して使うことはできません。また、第三者に譲渡、転貸することはできません。なお、耐用年数の期間が経過した施設は、受益者に無償で引き渡します。
- ・事業実施までの間に国の制度や取扱いが変更になった場合、事業採択されないことがあります。

6. 優先順位

地域で集落環境調査を実施、地域ぐるみ活動対策プランを作成し、県に受理された地区

↓

農業振興地域の農用地

↓

受理順

※ 申請受理後であっても、地域ぐるみ活動対策プランを作成し、県に提出・受理された場合はプラン提出地区の最後へ順位を繰り上げることとします。

なお、地域ぐるみ活動対策プラン作成した場合、3年間農業被害金額の報告をする必要があります。また、取組事例集の作成に協力していただく場合があります。

7. 実施年度

令和8年度より順次実施予定

8. 申請方法

鳥獣被害防止施設(侵入防止柵)貸借希望申請書に必要事項を記入のうえ、位置図、平面図、農業被害を確認できる写真を添付し、宇部市農林整備課へ提出してください。